

令和4年流山市教育委員会議第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和4年3月17日(木曜日)
開会 午前10時00分
閉会 午前11時20分
- 2 場 所 流山市立おおぐろの森中学校 会議室
- 3 出席委員 教 育 長 田中 弘美
教育長職務代理者 杉浦 明
委 員 宮田 義則
委 員 割田 由佳
委 員 山本 正子
委 員 羽中田 彩記子
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 学校教育部長 前川 秀幸
生涯学習部長 飯塚 修司
学校教育部次長兼学校教育課長 宮本 信一
生涯学習部次長兼生涯学習課長 石戸 敏久
教育総務課長補佐 矢代 薫
学校施設課長補佐 横尾 伸一
指導課長 松山 秀行
いじめ防止相談対策室長 木藤 潔
スポーツ振興課長 伊藤 紀幸
公民館長 寺門 宏晋
図書館長 新倉 英之
博物館長 秋谷 大和
- 7 事務局職員 教育総務課庶務係長 山田 大輔
教育総務課主事 石戸 寛論

8 議案等

- 議案第 8 号 令和 4 年度流山市の教育施策について
- 議案第 9 号 流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 10 号 流山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 11 号 流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 12 号 流山市文化会館駐車場管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 13 号 流山市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第 14 号 流山市コミュニティスポーツリーダー設置要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第 15 号 流山市教育委員会と聖徳大学及び聖徳大学短期大学部との連携協力に関する協定の締結について
- 議案第 16 号 第 2 次流山市子どもの読書活動推進計画の策定について
- 報告第 2 号 臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 協議 ア 教育財産の目的外使用について（おたかの森小学校・中学校）
- 協議 イ 教育財産の目的外使用について（おおぐろの森中学校）
- 協議 ウ 教育財産の目的外使用について（常盤松中学校）
- 協議 エ 教育財産の目的外使用について（八木南小学校）

9 議事の内容

（開会 午前 10 時 00 分）

- 田中教育長 ただいまから、令和 4 年流山市教育委員会議第 3 回定例会を開会します。
 まず、令和 4 年流山市教育委員会議第 2 回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。
- （特になし との声あり）
- 田中教育長 特になしということですので、承認ということにします。
 それでは、教育長報告をお願いします。
- 学校教育部長 第 2 回教育委員会議以降の動きについて、教育長に代わり報告させていただきます。私からは、3 月議会について御報告いたします。3 月議会は去る 2 月 17 日に開会し、来週 3 月 22 日に閉会の予定となっております。会期は 3 4 日間です。今議会では、一般質問と常設委員会による審議のほか、予算特別委

員会が開催され、令和4年度予算の審議が行われました。まず新年度予算の関係から御報告します。令和4年度予算は730億1,000万円となり、過去最高となりました。このうち教育費は112億9,826万6千円で、予算総額に占める割合は15.5パーセントとなりました。教育費単体では、おおぐろの森中学校の建設工事が終了することにより、前年度と比較して25億9,590万5千円の減額となっています。

次に、一般質問の関係について御報告します。一般質問は2月22日から28日までの4日間行われ、教育委員会に対しては9名の議員から質問がありました。主な項目は11点ございます。質疑順に

- (1) 地域に開かれた学校づくりのための地域との連携・協議について。
- (2) 生涯学習の更なる充実に向けた施設整備と取組姿勢について。
- (3) 校則について。
- (4) 一茶双樹記念館の飲食サービス充実に向けた現在の進捗状況について。
- (5) 小学校入学時における学校と児童発達支援事業者との連携について。
- (6) 学校開放時の活動団体によるAEDの使用方法等について。
- (7) 八木中学校の登下校の安全対策について。
- (8) 老朽校舎の改築・改修等の実施に向けた現在の進捗状況等について。
- (9) 東洋学園大学旧校舎に移転する南流山中学校のその他エリアの取扱い等について。
- (10) 学校に配布されている生理用品の利用状況について。
- (11) コロナ禍における学校教育の現状等について。

等であり、教育長と3部長で答弁対応を行いました。以上です。

田中教育長

ただいまの教育長報告に対しまして、質疑、意見等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

特にないようですので、以上で教育長報告は終了いたします。

これより議事に入ります。

議案第8号「令和4年度流山市の教育施策について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(令和4年度流山市の教育施策を定める旨の説明)

令和4年度教育施策は、流山市教育振興基本計画を基に、令和4年度の学校教育及び生涯学習の施策に取り組むために、本施策を制定するものです。別冊で配布しております「令和4年度流山市の教育施策」の冊子を御覧ください。学校教育については、「学力・気力・体力」の流山の教育の実現に向け、流山市学校教育の指導の指針、令和4年度の指導の重点を明示しています。2ページを御覧ください。令和4年度流山市学校教育指導の指針について御説明します。学習指導要領を踏まえ、これまで流山市が取り組んできた3つの柱「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を基本として、学びに向かう力、共感する力、自立する子どもの育成を目指して取り組んでまいります。重点的な取組として、確かな学力の育成については、情報ネットワークを活用した教育活動を推進するとともに、SDGsの学びを通して判断力の育成を図ります。豊かな心の育成については、教科横断的な取組を推進するとともに、児童・生徒の把握、福祉教育の推進、いじめ・不登校への支援体制の充実を図ります。健やかな体の育成については、工夫を凝らした心身の育成を図り、安全教育の推進にも努めます。さらに、前述の3つの柱を支える施策として、つながりのある教育の推進を図ってまいります。

学校施設課長
補佐

5、6ページを御覧ください。こちらが学校施設、設備に関する事業の一覧となります。学校は子どもや教職員が1日の大半を過ごす学びの場であるとともに、非常災害時には応急避難場所ともなる地域の拠点となります。引き続き、必要な事業の実施に向け、しっかりと取り組んでまいります。令和4年度の特に事業規模の大きいものとしては、6ページの「6 新設小学校（おおたかの森地区）建設事業」の「(2) (仮称)市野谷小学校建設工事」、 「7 新設小学校（南流山地区）改修事業」の「(1) (仮称)南流山第二小学校改修設計業務委託」、 「9 南流山中学校移転事業」の「(2) 東洋学園大学旧校舎改造工事」がございいます。これらは令和6年4月の3校同時開校、2校が新設、1校が全面移転に関する事業であり、期限厳守で取り組む必要があるものです。さらに「10 給食室等改修事業」ですが、これまで計画的に2校ずつ整備してきました給食室のエアコン設置事業について、実施時期を前倒しして令和4年度中に全ての学校の給食室にエアコンを設置する事業となります。以上です。

生涯学習部長	<p>続いて生涯学習の施策について御説明します。教育振興基本計画において、基本理念として掲げている「豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり」の実現を目指し、4つの施策を推進してまいります。「施策1 人生を豊かにできる生涯学習の推進」では、「(1) 多様な生涯学習機会の充実」として、ライフステージや生活課題に応じた各種講座や、バリアフリー演劇鑑賞会などを実施します。また、「(2) 生涯学習の環境整備」として、南流山中学校の敷地内に建設を進めている南流山地域図書館は、児童センターとの複合施設として今年12月1日のオープンを目指しています。「施策2 青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実」では、「(1) 健全育成体制の充実」として、親子がふれあえる事業を青少年関係団体と連携して推進するほか、各青少年育成団体の活動をサポートします。「施策3 文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承」では、「(2) 優れた文化芸術に親しめる機会の充実」として、「NAGAREYAMA国際室内楽音楽祭2022」をスターツおおたかの森ホールでゴールデンウィーク中の5月3日から5日までの3日間、開催します。現在チケット販売中ですので、是非お買い求めいただければと思います。「(3) 歴史的文化的遺産の保存・活用」としては、国登録有形文化財の「秋元家住宅土蔵」の保存・修復工事などを実施します。「施策4 スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進」では、「(1) スポーツ活動の促進」として、流山ロードレース大会をはじめ、各種スポーツイベントを実施するほか、「(2) スポーツ環境の整備」として総合運動公園野球場に観覧席を新設するとともに、バックネット等の改修工事を実施します。</p>
田中教育長	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p>
割田委員	<p>3ページの「本年度の指導の重点」で掲載されている項目の順番を昨年度とどう変わったか比べてみたのですが、この順番には何か意味があるのですか。</p>
指導課長	<p>教育振興基本計画の施策番号を中心に意識して並べたもので、特に順列を付けているということではありません。</p>
割田委員	<p>学習指導の項目の中の「学校図書館司書を活用した読書活動」の項目に関し、昨年はNIE教育の推進と書かれていたのが削除されていたのですが、これは省くという意識で削除されているのですか。</p>

指導課長	<p>昨年は、N I E、新聞を活用した教育ということで、これまで八木南小学校が県の指定を受けて実施していたものです。N I Eの名前を外しはしましたが、各学校に購読する新聞をさらに1紙増やすように予算化していますので、図書館司書の増員も目指していますが、今年度こちらを中心とした活動の中で、N I E教育にも取り組んでいきます。</p>
割田委員	<p>情報モラルの講演会で、SNSの情報ばかりを吸収し、情報の正確さを判断する力を養うために、新聞で情報を俯瞰する能力が必要だという話を聞いたので、新聞と接する機会がなくなってしまうのかと思いお聞きしました。</p>
羽中田委員	<p>「確かな学力」の欄に「情報教育ネットワークを活用した教育活動の推進」が1番に挙げられています。これは情報モラル等さまざまな範囲に広がっていると思うのですが、「活用した教育活動」について、例えばコロナ禍で学校がお休みになってしまった時にオンラインの授業を行う等、そうしたことについては、流山市ではどのように進めているのですか。</p>
指導課長	<p>この「情報教育ネットワークを活用した教育活動」は、流山では特に力を入れており、特色のひとつだと考えています。本市では来年度、学習のデータと成績の校務系のデータを繋げ、子どもたちを「見える化」していきます。子どもたちの学力や心の様子などを「見える化」し、情報をうまく活用していくということが1点です。2点目はオンラインですが、休校時のオンライン授業はもちろん対応いたします。「安全教育の推進」の欄に「緊急事態でも学習権を保障」と書いてありますが、そうした意味でこれからもオンライン授業を積極的に行っていきます。</p>
学校教育部長	<p>補足させていただきます。既に学級閉鎖や学年閉鎖になった学校があり、それについては既にオンライン授業を行っております。引き続き、指導技術もありますので、そうしたものを研究しながらさらに深めていきたいと考えております。</p>
羽中田委員	<p>オンライン授業は実施していないように聞いていたのですが、学校によって差があるのでしょうか。</p>

学校教育部長	いえ、全校で実施しています。教育長や私たちも観に行っております。
羽中田委員	そうですか。環境が整わない子どもや、子どもだけ1人置いて働きに行っている状況の家庭では、オンラインといってもなかなか子どもだけではできないかと思うのですが、そうした子どもたちへの配慮はどのようにしているのでしょうか。
学校教育部長	ネットワーク環境については、予算化して、環境がない家庭については市から補助を出し、ほぼ100パーセントに近い数字でできております。また、1年生は1人でできないのではないかと、という点については、私たちも心配していたのですが、観に行ったところ、1年生でも上手にやっています。
田中教育長	休みになる前に、学校でその学年に合わせて使い方をきちんと各担任が教えています。学校の中でまずそうしたレクチャーを行い、家に帰ったらこのようにやるんだよ、ということでやっておりますので、小学校1年生でも、実際に学級閉鎖のクラスを観に行ったのですが、きちんと担任とオンラインでやりとりしており、学級によっては全員が朝の会で顔が出てきていて「元気ですか」といった感じでできています。
羽中田委員	大学生よりすごいですね。少し考えたのは、どうしても働きに出なければならぬ家庭で、子どもを1人にしなければならない場合は、人数が少ないと思うので学校に来てオンライン授業を受ける等、そうしたことも必要なのではないかと思います。
学校教育部長	そうした取組を行っている学校もあります。
羽中田委員	そうですか、それは学校単位ですか。
学校教育部長	学校単位で柔軟に対応しております。
割田委員	1年生の保護者で、朝、接続してきたけれども、昼に一旦切り、午後にまた接続しなければいけないが、それができるかどうか分からない、と不安に思っている保護者の方はいらっしゃると思いますし、実際失敗してしまったお子さんも少しはいるかもしれませんので、皆もれなく接続できているか、

接続できていないお子さんがいないかどうか確認することは大事なことだと思います。

田中教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号「流山市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長
補佐

(流山市立南流山地域図書館の設置に伴う教育機関の変更ほか事務分掌の整理を行う旨の説明)

今回の改正案は、令和3年度に東京2020オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会が終了したこと、令和4年度に流山市立南流山地域図書館が開館することに伴い、所要の改正を行うものです。その他、学校教育部に属する各係の分掌事務について整理を行っております。なお、施行日は令和4年4月1日としておりますが、第15条第1項の流山市立南流山地域図書館の改正につきましては、令和4年12月1日施行となります。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職
務代理者

変更項目の1つに、今のお話の中に含まれていなかった「教職員の体罰及び不適切な指導に関すること」がいじめ防止相談対策室から学校教育課の業務に移っているかと思いますが、これはどのような意味合いがあるのでしょうか。

いじめ防止相談対策室長 いじめ防止相談対策室は今回、いじめの対応と、先ほど御指摘いただいた内容以外の部分では、指導係の方で持っていた生徒指導に関するもの、安全指導に関するものも入っております。いじめ防止相談対策室という名称で今後対応していく上で、児童・生徒の指導全般、そして安全管理というものを専門に行っていくという方向性を今回正させていただいた上で、教員の不適切指導、体罰に関しては、教員の服務管理に関するものでもあり、いじめ防止相談対策室ができる前は管理部門の学校教育課が担っていた部分でしたので、その部分を不適切指導・体罰以外の教職員の服務の管理を担当している学校教育課の方に統合するという形での変更をさせていただきました。

学校教育部長 補足させていただきます。いじめ防止相談対策室をつくった経緯としては、いじめの件、そして教員の不適切指導という重い事案に対応するためであり、ここには管理主事と指導主事を配置しておりました。この1年間、そうした体制で行っていたのですが、やはりいじめ防止相談対策室の事案は、圧倒的にいじめと虐待が多く、不適切な指導というのは非常に数が少ないという状況でした。その状況を鑑みて、通常管理部門でこうした教員の不適切な指導は扱っておりましたので、管理主事とこの業務を学校教育課に戻し、いじめ防止相談対策室に指導主事2名を配置し、いじめと虐待に特化するという体制にするため、このように変更させていただきました。

杉浦教育長職務代理者 学校教育課の業務は、基本的に教職員の人事管理に関することだと思うのですが、分掌事務の項目を見ると、この「教職員の体罰及び不適切な指導等に関すること。」の上には「教職員の管理、研修に関すること。」とあり、これだけ見ると学校教育課が教員にとって権威的に感じてしまうところがあります。例えば、それと同時に教員の表彰等についても入れてもよいのではないかと感じました。

学校教育部長 確かに負のイメージが強いので、人事管理ということであれば、これを人事管理にくくってしまっても特に問題ないかと思えます。

田中教育長 ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号「流山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長補佐 (おおぐろの森中学校の開校に伴い、学校印、学校長印、学校長職務代理者印を定める旨の説明)

今回の改正案は、令和4年4月1日におおぐろの森中学校が開校するにあたり、学校印、学校長印、学校長職務代理者印を定めるものです。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号「流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長	<p>(中央公民館及び初石公民館の対象区域に、必要な中学校の通学区域を加える旨の説明)</p> <p>今回の改正については、中央公民館及び初石公民館の対象区域に、おおたかの森中学校及びおおぐろの森中学校の通学区域を加えるものです。本規則の第2条では、中央・北部・東部・初石の4つの公民館の事業の主な対象区域を定めていますが、平成27年4月に開校したおおたかの森中学校の通学区域が記載されていませんでした。また、おおたかの森中学校については距離が近い中央公民館に、令和4年4月に開校するおおぐろの森中学校は初石公民館の対象区域に加えることとしたものです。</p>
田中教育長	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
田中教育長	<p>質問がないようですので、議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
田中教育長	<p>御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議案第12号「流山市文化会館駐車場管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
生涯学習部長	<p>(文化会館駐車場無償化に伴い、駐車場使用者の入場、駐車及び退場する時の使用方法を規定した条項を削除する旨の説明)</p> <p>今回の改正については、文化会館駐車場の無償化に伴い、駐車場使用者の入場、駐車及び退場する時の使用方法を規定した第5条の条項を削除するものです。なお、文化会館駐車場については、平成25年度に無償化しましたが、その後も本規則に駐車場の入退場の際の駐車券の取扱い等の使用方法が記載されていたため、今回削除をすることとしたものです。</p>

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号「流山市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長
補佐

(流山市教育委員会組織規則の一部改正に伴う変更ほか所要の改正を行う旨の説明)

「流山市教育委員会処務規程」第11条第2項中、「流山市教育委員会教育長等に係る市長の権限に属する予算の補助執行に関する規程（昭和43年流山市訓令第3号）」については、平成27年3月31日付けで、流山市訓令第5号により、題名が「流山市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程」に改められております。また、平成31年3月22日付け流山市訓令第2号により、同規程第3条が第4条に改められております。本来、同規程が改正された際に所要の改正を行うべきところですが、改正手続きが漏れていたため、今回改正を行うものです。その他、議案第9号で承認されました「流山市教育委員会組織規則」の改正に伴い、別表第2 生涯学習部の項 所属の欄中、「学校体育施設」の「体育」を削り、「学校施設」に改めます。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第13号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号「流山市コミュニティスポーツリーダー設置要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長 (令和4年4月に施行される改正民法で成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、内容の一部を改正する旨の説明)

令和4年4月に施行される改正民法で、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、コミュニティスポーツリーダーの委嘱時の年齢を20歳以上から18歳以上に改めるものです。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、議案第14号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号「流山市教育委員会と聖徳大学及び聖徳大学短期大学部との連携協力に関する協定の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長	<p>(流山市教育委員会と聖徳大学及び聖徳大学短期大学部との間で、教育の分野において相互に連携協力を図るため、協定を締結する旨の説明)</p> <p>聖徳大学及び聖徳大学短期大学部は、教育の課題に関して連携協力することにより、相互の教育の充実と発展に寄与することを目的として、自治体との連携協定の締結を進めております。近隣市でも柏市、松戸市、野田市、我孫子市と連携協定を締結しており、本市とも連携協定を締結したい旨の依頼があったことから、協定を締結するものです。</p>
田中教育長	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p>
杉浦教育長職務代理人	<p>大学からオファーがあったということですが、連携協定を結ぶことにより、流山市にとってどのようなメリットが考えられるのか、どういったことが想定されるのでしょうか。</p>
指導課長	<p>来年度に連携協議会を立ち上げて詳細をつめていきますが、現時点での想定ということでお話をさせていただくと、協定はお互いのメリットとメリットが必要だと思っています。ひとつの仮定としては講師としての活用です。市にとっては、大学の先生をお招きして研修会等の講師としての活用、逆に大学からすると、教育委員会の現場の職員が大学に行き、学生の講師をするということが1つ、2つ目は学生の教育等の支援ということで、学生に現場に来ていただいたり、学生にとってもその体験が有効に活かせる、3つ目は共同で何か研究ができないかということです。教育委員会ですので、指導課だけではなく教育総務課、図書館も含め、どのような形で連携が取れるかということ、来年度連携協議会を立ち上げ、行っていきたいと思っています。</p>
杉浦教育長職務代理人	<p>聖徳大学及び聖徳大学短期大学部と協定を結ぶのであれば、大学のアピールとして「保育の聖徳」というように、幼児教育を行う人の養成を行っている大学ですので、そうした面でも、今流山は保育所が増え、保育士さんも足りないといった状況もあるようですから、連携することにより、そうしたところも進められるといいのではないかと思います。</p>
指導課長	<p>保幼小連携という意味で、大学とも連携していきたいと思っています。</p>

羽中田委員

大学との連携は私も体験してきたのですが、学生のボランティアの活動ですとか、実際に保育園・幼稚園も含めた学校現場での経験をさせていただくというのは大変ありがたいことでした。そうした意味で、流山の教育をアピールするという意味も含めて、学生を大いに受け入れて実地で指導をしていただきたいと思います。その場合に、大学側として困ったことは、それぞれの学校に任されてしまい、どの学校に行くかにより全然経験が違い、ここの学校は手厚くいろいろなことを経験させてもらったが、こちらの学校は単なる用具の片づけで終わった、といった話もありましたので、是非とも流山市の教育委員会として、学校ボランティアあるいは学生を受け入れることに対し、どういった対応をするかということ、市全体で決めていくことも大事だと思います。また、私の経験ですが、図書館を整備するにあたり、大学の方からいろいろな話をし、専門家の方もいらっしゃると思いますので、そうした方に図書館整備等さまざまな教育に関わることのアイディアをいただくと良いと思います。とても活用の価値があると思いますので、貪欲に活用していった方が良いと思います。

田中教育長

大学生はインターンシップも兼ね、聖徳は教職も取れますので、是非市内の小中学校で経験し、採用試験を受けていただき、教員も少ないので是非流山市で教員ができるといいですね、という話は、希望ですが考えてはいます。

羽中田委員

連携するにあたり、お互いのメリット、デメリットを出し合いながら、流山市が良い方向に、良い意味でメリットを感じられるような提携にさせていただきたいと思います。是非、その経過も教えていただきたいと思います。

山本委員

私自身、聖徳大学出身で、大学院もそちらを出ました。「保育の聖徳」という名前で商標登録を取っていると思いますが、実は心理や特別支援教育の方にも豊かであり、私もそちらで学業を積み重ねてきましたが、大学院の学生は、公認心理士を取るために実習施設も必要となります。そこで例えばですが、今、介添員がどこも不足しているので、学生に介添員が必要なお子さんに付いてもらう等ということも、どちらにもメリットがあると思います。ボランティア、実習という部分で兼ねても良いかと思います。また、小学校教員にもかなり力を入れていますので、連携して流山市への就職まで結び付けられれば、これも有益と思いました。それから、学部が多く、看護学部も開設しておりますし、かなり幅広くやっていますので、講師の選定等は困らな

いのではないかと思います。是非大学から教員等を派遣してもらい、講演会の充実を図ってもよろしいかと思います。

田中教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第15号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号「第2次流山市子どもの読書活動推進計画の策定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長

(子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定により、第2次流山市子どもの読書活動推進計画を策定する旨の説明)

第2次流山市子どもの読書活動推進計画の策定については、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定により策定するものです。既に本計画の内容については、パブリックコメントの実施の際などに御説明しておりますので割愛いたしますが、策定後は速やかに市内公共施設をはじめ、各小中学校、幼稚園、保育園、学童クラブ、児童センターなどに配布させていただきます。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

羽中田委員

一読させていただき、大変きめ細やかな計画が立てられていると感じました。ただ、資料33ページの「パソコンやインターネット環境を整備し、様々なメディアから情報を読み解く力を身につけられるよう、インターネットによる情報の調べ方を子どもたちに指導し、学校図書館や本の活用にもつなが

るように努める」ということが「継続」となっていますが、私は学校図書館の話になると常に発言していると思いますが、読書は大変きめ細やかに力を入れているということはよく伝わってくるのですが、調べる学習や情報活用能力を育てる、ということについては若干、「豊かな心を育てる」という方に傾斜している、かなり重視しているという状況ではないかと感じます。パソコンやインターネットを活用しながら、初期の小学校段階などでは本の探し方や活用の仕方なども大事だと思いますし、そうした中で著作権等も学んでいく。情報モラルとしての学びもあるということで、その中にインターネットの活用もある。本は出どころがはっきりしているので、確実な内容が含まれていますが、インターネットは誰でも発信できる状況で、発信元を明確にしないと正しい情報かどうか判断できない、という現状もあります。もう少し本も活用して調べていく、それでインターネットも含めて、そのような教育を、学校図書館を活用して推進していただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

指導課長

今お話いただいた部分は、とても大切なことだと思います。本で調べるということは、市立図書館でも協力していただき、例えば「めだか」について調べたいということであれば、めだかに関する本を学校にまとめて届けてもらったり、調べる活動について協力いただいています。これが1点です。2点目は、図書館司書についてですが、次年度はさらに増員して充実していきますので、司書の方でも子どもたちの資料探しの一役を担ってもらえればと思います。3点目、情報活用能力ということで、タブレットを使った学習が始まりました。これからの子どもたちには大切なことであり、その中でも情報モラル教育を、やはり2年目になりますので来年度は充実させるべく、ICT支援員に、情報モラル教育についてさらに教材等を探してもらっている状態です。来年度少し力点を置いて取り組んでまいります。

羽中田委員

情報モラル教育はまた学校図書館と別にしてということではなく、両方並行して進めていく必要があると思います。本も、心を育てる豊かな読書活動に使われる本だけではなく、資料を活用して授業内容を充実させる本、つまり教科で学んでいることを、学校の図書館の本で補充し、より深い学びを得られるような本ですとか、自分が興味を持ったことを調べたいと思った時に調べられる本、それをもっとたくさん保有していただきたいと思います。従来の図書館がどうしても物語等に偏る傾向があるので、新しい情報活

用ができる本を是非とも選んで比率を高めていていただきたい、本全体の中で、そうした情報活用能力を育成できる本を増やしていていただきたい、というのが私の考えです。高校生になると本読まないよね、というのはどこの社会でも問題になっているところですが、その中で情報活用能力というのも、これからの子どもたちには大変重要な力であると思っていますのでよろしくをお願いします。

田中教育長

図書館司書が入ったことにより、いろいろなジャンルというか読み物も非常に豊かになってきていると思います。そこで図書館司書の力を借り、学校の図書館の中の本も充実してきていますので、令和4年度はまた新書もこれから準備している段階ですので、そこはまた図書館司書と連携しながら進めていけるかと思っています。

羽中田委員

森の図書館等でも、資料活用ができるような本がレイアウトされているのを見たことがあるので、そちらの方も力を入れていただきたいと思っています。

田中教育長

時期により、今ですとSDGsについての本をレイアウトしていたりするのは、恐らく図書館司書の方の力が大きいと思っています。

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、議案第16号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、報告第2号「臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

いじめ防止相談対策室長	（小学校で発生した事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、市長に申し出たことから報告する旨の説明）
	<p>市内小学校において発生した事故について、令和4年2月25日に相手方の了解を受けて損害賠償の額が決定し、市長に報告することとなったため、臨時代理としたものです。事故の概要としては、平成29年11月6日、市内小学校において、元講師が小学校1年生女子児童に対して不適切な指導を行ったものです。その後提出された診断書によると、当該児童は元講師の行為により、心的外傷後ストレス障害・身体表現性障害の状態となったと診断されました。当該児童の代理人弁護士より、令和2年11月2日付け通知書が届いたことを受け、和解交渉を行い、損害賠償額100万円を支払うことにより和解するものです。市長に報告し、和解に向け手続を進めるとともに、各学校に対し、不適切指導についての指導を徹底してまいります。</p>
田中教育長	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p>
	<p>（特になし との声あり）</p>
田中教育長	<p>質問がないようですので、報告第2号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。</p>
	<p>（異議なし との声あり）</p>
田中教育長	<p>御異議なしと認めます。よって報告第2号は、原案のとおり了承することに決しました。</p>
	<p>次に、協議ア「教育財産の目的外使用について（おおたかの森小学校・中学校）」を議題とします。</p>
	<p>協議理由の説明を求めます。</p>
学校施設課長補佐	<p>（東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社長 岡村 智紀から電気事業及び電気通信事業の用に供するため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明）</p>
	<p>本件は、流山市立おおたかの森小学校・中学校の敷地の一部に、東京電力パワーグリッド株式会社が災害用井戸設置に伴い、電柱4本と支線1本を設</p>

置するものです。徴収する使用料は年間で1, 810円に4本を乗じて7, 240円です。許可期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間で、以降は1年を期限とし、支障がない場合は毎年更新するものとしております。電柱の設置場所は、おおたかの森小学校・中学校に隣接した、おおたかの森みんなの広場に至る行き止まり道路脇に設置するものです。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長

質問がないようですので、協議アは、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長

御異議なしと認めます。よって協議アは、原案のとおり了承することに決しました。

次に、協議イ「教育財産の目的外使用について（おおぐろの森中学校）」を議題とします。

協議理由の説明を求めます。

学校施設課長
補佐

(流山市長 井崎 義治から流山市立おおぐろの森中学校の校舎の一部に防災備蓄倉庫を設置するため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明)

本件は、流山市立おおぐろの森中学校の敷地の一部に、流山市長、防災危機管理課所管ですが、防災備蓄倉庫として50.5平方メートルを使用するものです。使用料は免除です。許可期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間で、以降は1年を期限とし、支障がない場合は毎年更新となります。倉庫の位置は、体育館の脇になります。

田中教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、協議イは、原案のとおり了承することに御異議
ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって協議イは、原案のとおり了承することに決
しました。

次に、協議ウ「教育財産の目的外使用について（常盤松中学校）」を議題と
します。

協議理由の説明を求めます。

学校施設課長 補佐 (流山市長 井崎 義治から流山市立常盤松中学校の土地の一部に防犯灯
を設置するため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明)

本件は、流山市立常盤松中学校の防護ネットの支柱に、流山市長、こちら
はコミュニティ課所管となりますが、防犯灯5基を共架するものです。使用
料は免除、許可期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年
間で、以降は1年を期限とし、支障がない場合は毎年更新となります。

田中教育長 本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

田中教育長 質問がないようですので、協議ウは、原案のとおり了承することに御異議
ありませんか。

(異議なし との声あり)

田中教育長 御異議なしと認めます。よって協議ウは、原案のとおり了承することに決
しました。

次に、協議エ「教育財産の目的外使用について（八木南小学校）」を議題と
します。

協議理由の説明を求めます。

学校施設課長 補佐	<p>(流山市教育委員会教育長 田中 弘美から流山市立八木南小学校の校舎の一部を放課後児童健全育成事業実施のため、使用したい旨の要望を受けた旨の説明)</p> <p>本件は、流山市立八木南小学校の校舎の一部を、教育委員会、教育総務課所管となりますが、学童クラブとして62.05平方メートルを使用するものです。使用料は免除、許可期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間で、以降は1年を期限とし、支障がない場合は毎年更新となります。学童クラブの位置については、1階特別支援教室を改修して使用となります。</p>
田中教育長	<p>本案について質疑等ありましたらお願いします。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
田中教育長	<p>質問がないようですので、協議工は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
田中教育長	<p>御異議なしと認めます。よって協議工は、原案のとおり了承することに決しました。</p> <p>次に、各課等報告に移ります。学校教育課からお願いします。</p>
学校教育課長	<p>(市野谷地区及び南流山地区の新設小学校通学区域の設定について、新型コロナウイルス感染症の状況について報告)</p>
生涯学習課長	<p>(NAGAREYAMA国際室内楽音楽祭2022について報告)</p>
スポーツ振興 課長	<p>(千葉県流山臨時医療施設の開設について報告)</p>
博物館長	<p>(利根運河通水130周年記念展「We Love 利根運河」について、おおぐろの森中学校敷地の発掘調査にて出土した土器等の展示について報告)</p>

- 図書館長 (講演会「子どもの読書 はじめの一步」について報告)
- 田中教育長 以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。
- (特になし との声あり)
- 田中教育長 特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。
以上をもって、本日教育委員会議に付議された案件の審議は終了いたしました。
- その他協議する事項がありましたらお願いします。
- いじめ防止相談対策室長 (審査請求に関する報告について)
- 田中教育長 それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。
- 事務局 次回の教育委員会議は、4月28日(木曜日)、午前10時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。場所については後日お知らせいたします。
- (次回の日程協議)
- 田中教育長 それでは、次回の教育委員会議は、4月28日(木曜日)、午前10時から開催することとします。
- 以上で、令和4年流山市教育委員会議第3回定例会を終了します。

(閉会 午前11時20分)